

令和6年分 所得税の定額減税

1 定額減税の概要

定額減税の対象となる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（収入が給与だけの場合は年収2,000万円以下）である人です。定額減税額は、右記の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額

令和6年度税制改正により、定額減税（一人当たり所得税3万円、個人住民税1万円）が1年限りで実施されます。その中で、給与支払の際に行う所得税の定額減税の事務についてご紹介します。

を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限る）.....30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）1人につき.....30,000円

2 給与の支払者の事務の概要

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している人（甲欄適用者）に対して、給与等を支払う際に通常の源泉徴収税額（以下「控除前税額」という）から定額減税額を控除する方法で行います。給与支払者』は右の2つの事務を行うことになります。

- ① 月次減税事務 令和6年6月1日以後に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務
- ② 年調減税事務 年末調整の際、年末調整時点の状況に基づき精算を行う事務

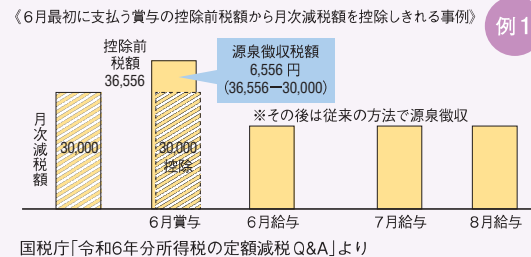
3 月次減税事務

月次減税事務では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与・賞与の控除前税額から定額減税額を控除し、

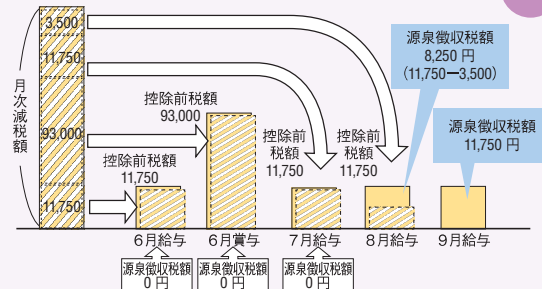
控除しきれない場合は次に支払う給与・賞与の源泉徴収税額から順次控除していきます。

例1：6月最初の控除前税額≧月次減税額 のケース

扶養親族がいないAさん。6月に支給される給与の控除前税額が36,556円。Aさんの月次減税額は本人分のみなので30,000円です。この場合、控除前税額から30,000円を引いた6,556円を6月の給与から源泉徴収します。



例2：6月最初の控除前税額<月次減税額 のケース



4 準備について

月次減税事務を行ったうえで、年末調整の際には定額減税額を加味して年末調整を行います。月次減税事務を行わず、年末調整だけで定額減税という方法は認められていません。

- 本人の所得が900万円超のため配偶者控除の適用が受けられなくても、同一生計配偶者で合計所得金額が48万円以下（収入が給与だけの場合は年収103万円以下）

の人は定額減税額の計算の対象になる

- 16歳未満の扶養親族については扶養控除の適用はないが、定額減税額の計算の対象にはなる

といった注意点がありますので、定額減税額の計算の対象となる同一生計配偶者及び扶養親族を正しく把握できるよう、今から準備を進める必要があります。

CONTENTS

- 01.労働条件明示ルールの変更について
- 02.民法の保証債務の規定の改正について
- 03.戸籍の広域交付制度がスタートしました
- 04.令和6年分所得税の定額減税

解説動画を是非
ご覧ください



NTS総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03 (6212) 2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
- NTS総合弁護士法人 ■ NTS総合社会保険労務士法人
- NTS総合司法書士法人 ■ NTS丸の内社会保険労務士法人



NTS総合コンサルティング
グループ

代表 吉井 清信

春暖の候 ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

まず、日銀は、3月に「マイナス金利政策」を解除し、17年ぶりに金利を上げることが決定し、世界的にも異例な対応が続いてきた日本の金融政策は正常化に向けて大きく転換しました。住宅ローンや企業の借入れに影響が及ぶ可能性があります。日銀としては、追加的な利上げは急がず当面は緩和的な環境を続ける方針のようですので、短期的には影響は限定的と捉えても良いように思います。

次に、4月1日からいわゆる「2024年度問題」といわれる時間外労働の上限規制の猶予期間が終了します。労働基準法の改正が5年間猶予されていたのは物流業界

が代表的ですが、建設業や医師なども対象となっていて、改正労基法では、要件に該当すれば、懲役又は罰金（刑事責任）の対象となります。その他、労働者が脳・心臓疾患に罹患した場合、労災保険では賄えない損害を賠償する責任（民事責任）を負う可能性がありますので、対応が急務となっています。

更に、今年の春闘では賃上げが平均5.28%となり、33年ぶりに5%を超え、物価高のなか、企業側として賃上げは避けて通れない状況となっておりますが、それを実現するためには思い切った価格転嫁を決断し、これまで以上に粗利を確保していくことが不可欠です。

労務

NTS総合社会保険労務士法人 NTS丸の内社会保険労務士法人

労働条件明示ルールの変更について

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、2024年4月1日より労働条件の明示事項等が変更されることとなりました。

① 就業場所・業務の変更の範囲

「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の内容も明示が必要になります。

例：就業場所（雇入れ直後）本社
（変更の範囲）本社及びすべての支店
業務内容（雇入れ直後）経理業務
（変更の範囲）会社の定める業務

2 更新上限の有無と内容

更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）がある場合には、その内容の明示が必要になります。また、最初の契約締結より後に更新上限を新設する場合や最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合は、あらかじめ労働者にその理由を説明しなければなりません。

例：契約期間は通算4年を上限とする
契約の更新回数は3回まで

3 無期転換申込機会

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。初めて無期転換申込権が発生す

る有期労働契約が満了した後も無期転換せず有期労働契約を更新する場合は、更新の都度、上記の明示が必要になります。

4 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。無期転換後の労働条件を決定するに当たっては、正社員等とのバランスを考慮した事項（業務の内容、責任の程度、異動の有無など）について説明するよう努めなければなりません。

厚生労働省のホームページでは、新たな労働条件明示ルールを盛り込んだ「モデル労働条件通知書」を公開しています。自社の労働条件通知書を整備する際に、ご参考になさってください。

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます	
明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール*に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。
出典：厚生労働省「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」

登記

戸籍の広域交付制度がスタートしました

1 相続登記義務化と戸籍収集

過去にもご案内いたしましたが、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。これにより、相続登記をされていない方が戸籍を収集する機会が多くなると思われます。というのも、相続登記をするにあたり、まずは法定相続人全員を確認する必要があるため、お亡くなりになった方（被相続人）の出生から死亡までの戸籍を集める必要があるからです。これらの戸籍を収集することで、はじめて子供が何人いるかを把握することができ、法定相続人を証明することができます。

2 従来の戸籍収集方法

戸籍は、本籍地の市町村役場で取得することができます。本籍が居住地と同一市町村にあれば良いのですが、居住地と異なる場合には、従来は、郵送等により戸籍を請求していました。本籍地が一か所ならば1回の請求で済みますが、転籍をされていたり、ご両親の本籍が別の場所にある場合には、複数の市町村へ請求する必要がありました。そのため、戸籍の収集には大変時間がかかりました。

3 戸籍の広域交付制度

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、戸籍の

広域交付が認められるようになりました。

これにより、今後は本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍謄本を請求できるようになります。そのため、本籍地が遠くにある方でも、居住地や勤務先のそばにある市区町村窓口で戸籍を請求することができます。取得したい戸籍が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

ただし、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は広域交付制度で請求できないようです。さらに、一部事項証明書、個人事項証明書は広域交付制度では請求できないものとされています。

広域交付で戸籍を請求できるのは、本人、配偶者、直系卑属（子、孫等）、直系尊属（父母、祖父母等）と定められています。

4 まとめ

司法書士などの代理人が戸籍を収集する場合には、戸籍の広域交付制度を利用することができないため、今後は相続人ご自身で戸籍を収集された方が、円滑に手続きが進むかもしれません。「相続に必要なものすべて」と説明して広域交付制度を利用すれば、ほとんどの戸籍が収集できるので、当方としては、相続人が広域交付制度で取得することができない戸籍をフォローする役割になるのかと想像しております。



NTS総合弁護士法人

民法の保証債務の規定の改正について

令和2年4月、改正民法が施行され、保証債務に関する規定の改正がなされました。今回は民法における保証債務の規定の主要な改正点について解説いたします。

1 極度額の定めのない個人の根保証契約の無効（465条の2）

個人が保証人となる根保証契約については、極度額を定めなければ無効となることが定められました。民法446条により、極度額は書面により明確に定められる必要があります。

2 事業用融資の保証人の場合の公正証書による保証意思の確認（465条の6）

個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公正証書において保証意思の確認を経なければ保証契約が無効となることが定められました。保証人になろうとする者が個人である場合には、保証契約締結日の前1か月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思を示している必要があります。

なお、本規定はいわゆる経営者保証（会社の役員等が当該会社の保証人となる場合）やこれに準ずる場合（支配株主、共同経営者、事業に従事している配偶者等）については適用されません。

3 保証人に対する情報提供義務

(1) 主債務者の情報提供義務（465条の10）

事業のために負担する債務について保証人になることを個人に依頼する場合、主債務者は、保証人に①主債務者の財産や収支の状況、②主債務以外の債務の金額や履行状況、③主債務の担保として他に提供し、又はしようとしているものの内容に関する情報を提供しなければならないことが定められました。情報を提供しなかったり、誤った情報を提供したりしたために保証人が誤認をし、そのことを債権者が知ることができた時には、保証人は保証契約を取り消すことができます。

(2) 債権者の情報提供義務（458条の2、458条の3）

債権者の義務として、個人保証・法人保証に関係なく、委託を受けた保証人から請求があった場合には、債権者は、主債務の履行状況に関する事項（不履行の有無、残額、弁済期が到来している金額等）に関する情報を提供しなければならないことが定められました。

また、個人保証において主債務者が期限の利益を喪失した場合、債権者は2か月以内に保証人に通知しなければならないこととなりました。

4 まとめ

保証債務に関しては、保証人の保護、特に個人保証の負担を軽減する方向で指針やガイドライン等の改正も進んでおり、今後もその傾向が続くと思われます。